

# 死亡保険金を受け取る際の税金について

## 年金受取と一時金受取の違い

	契約者	被保険者	保険金受取人	死亡時 (被保険者)	年金受取時
年金受取	A  夫	A  夫	B  妻	相続税(*1)	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
	A  夫	B  妻	A  夫	—— 課税対象外	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
	A  夫	B  妻	C  子	贈与税(*2)	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
一時金受取	A  夫	A  夫	B  妻	相続税	—— 課税対象外
	A  夫	B  妻	A  夫	所得税(*3) (一時所得) 住民税	—— 課税対象外
	A  夫	B  妻	C  子	贈与税	—— 課税対象外

便宜上、契約者と保険料負担者は同一人であるとの前提で記載しています。  
課税関係を見るときは、名義上の契約者にかかわらず、実際に誰が保険料を負担していたかで判断されます。

- (\*1) 支払いを受けるべき年金の評価額に対して相続税が課税されます。
- (\*2) 支払いを受けるべき年金の評価額に対して贈与税が課税されます。
- (\*3) 契約者と年金受取人が同一の場合、年金収入金額から対応する支払保険料を差し引いた金額となります。契約者と年金受取人が異なる場合、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税・住民税が課されることとなります。
- (\*4) 被保険者の死亡後の雑所得の金額は、年金収入金額から対応する必要経費(死亡保険金額)を差し引いた金額となります。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
  - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
  - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。